

独立行政法人 情報通信研究機構

平成 26 年度

新世代ネットワークの実現に向けた  
欧州との連携による共同研究開発および実証

応募要領

平成26年1月



## はじめに

独立行政法人 情報通信研究機構 (以下「NICT」という。)は、国の情報通信施策と連携し、通信・放送分野における新たな技術の実用化に向けた研究開発を大学や民間企業などの外部研究機関に委託して推進しています。

このたび、NICT では、欧州委員会 (EC) が実施する Horizon2020 と連携して、2 件の課題 (A、B) について研究委託を実施します。公募するのは、新世代ネットワークに関連した、A：大規模スマート ICT サービス実証基盤を用いたアプリケーション実証、B：高い密度で集中するユーザに対応可能なアクセスネットワークの開発、の 2 件です。

本共同公募は新世代ネットワークの実現に向けた様々な課題の中から、特に欧州連合 (EU) との連携により研究開発の促進が期待できる領域について、EC と連携して行うものです。日欧双方の強みを戦略的に組み合わせることで、将来の情報通信基盤の基礎となる同分野の研究開発について、国際標準化を睨んだ研究開発力の強化や国際実証環境の構築を軸とした共同研究開発に取り組むことにより、新世代ネットワークの早期実現が期待されます。

本研究開発は、日本－EU 共同で実施するので、研究開発の体制は、日本および EU の両方の研究機関の参加が条件となります。公募は日本－EU 共同で行い、提案者は NICT (日本側) 及び EC (EU 側) のそれぞれに必要な応募書類を提出してください。採択に関する審査は日本－EU 共同で行います。

日本側の研究機関に対しては NICT の資金提供による研究委託を行い、EU 側の研究機関に対しては EC の Horizon2020 の枠組みにおける資金提供による研究を実施します。本応募要領では、日本側の研究機関 (提案者) が NICT に対して応募する方法等について説明します。

提案者の構成は、以下のとおりです。

- |                                    |                  |
|------------------------------------|------------------|
| ・日本側 代表提案者－共同提案者                   | ・・・ NICT に提案書を提出 |
| ・EU 側 EU 側共同提案者 (EU 側提案者すべてを示します。) | ・・・ EC に提案書を提出   |

本応募要領中の、“代表提案者”、“共同提案者”は、NICT に提案書を提出する研究機関を示します。EU 側に提案書を提出する研究機関について触れる必要がある場合は、“EU 側共同提案者”と表記します。

なお、採択となった場合は、提案者は“受託者”、代表提案者は“代表研究者”、共同提案者は“研究分担者”と称します。EU 側共同提案者は“EU 側研究分担者”と称します。

提案は、EU 側の企業、大学、研究者等と共同で実施する内容とします。日本側の NICT に提出する提案は、併せて EC に提出される提案と同一である必要があります。

EU 側の公募に関する情報については、以下のサイトに掲載されています。

<http://ec.europa.eu/research/participants/portal/desktop/en/opportunities/h2020/calls/h2020-euj-2014.html>

なお、EC は、本委託研究を含む全ての公募について、ワークプログラム（研究計画を示したもの）を公表しており、以下のサイトに掲載されています（本委託研究は、この 96～102 ページに記載）。

[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/wp/2014\\_2015/main/h2020-wp1415-leit-ict\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/wp/2014_2015/main/h2020-wp1415-leit-ict_en.pdf)

また、Horizon2020 については、以下のサイトに概要が掲載されています。

<http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

以上要約すると

- (1) 日欧共同公募は、NICT の公募に応募する日本側提案者と、EC の公募に応募する EU 側提案者とが、共同で研究を実施することが前提です。
- (2) 従って、応募時までに、日本側提案者と EU 側提案者との間で、研究分担等の調整を行うこと。
- (3) 日欧共同で公募するものであり、日欧共通の評価基準を用いて、提案を評価します。
- (4) 応募に当たっては、EU 側提案者は、EC へ、日本側提案者は、NICT へ提案書を提出すること。
- (5) 日本側の受託者には NICT が支援し、EU 側の受託者には EC が支援します。

なお、今回募集する研究開発の内容については、“研究計画書”に記載しますので、そちらを参照下さい。

## 1 委託研究制度の概要

委託研究は、NICT が自ら実施する研究との一体的な実施により効率化が図られるものについて、外部の研究リソースを活用した効率的・効果的な研究開発を推進するため、その研究開発の全部を NICT 以外の研究開発機関に委託する制度です。

## 2 応募資格

受託を希望する単独ないし複数の研究開発機関（企業、大学等<sup>1</sup>）が提案者（複数の研究開発機関が共同して行う場合は参加する全ての機関の連名）となり応募することができます。

代表研究責任者<sup>2</sup>（プロジェクトリーダー）は、提案全体に責任を持ち、それを実現するために最適な研究体制を提案して下さい。

複数の研究開発機関による NICT への応募の場合は、代表提案者が、提案全体を取りまとめて応募してください。

提案者は、次の(1)から(7)の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 当該研究開発課題に関する技術又は関連技術についての研究実績を有し、かつ当該研究業務を遂行するために必要な研究組織、人員等を有していること。
- (2) 当該研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) NICT が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- (4) 研究成果の公開及び標準化活動等に積極的な貢献が可能であること。

また、

- (5) 根幹となる研究要素に関しては、代表提案者が共同提案者と結ぶ委託契約（再委託契約）を除き、再委託は認められません。
- (6) 当該研究業務を遂行する人員の中に、NICT のパーマネント職員又は有期雇用職員が含まれないこと（短時間研究員等は可）。また NICT を退職後 1 年未満の者が含まれる場合には、NICT において当該研究開発課題の企画・立案に関与していないこと。
- (7) 欧州側に共同提案者（EU 側共同提案者）を有していること。

<sup>1</sup> 原則として、本邦で設立された企業等又は国内に拠点を有する企業等であることが必要です。

<sup>2</sup> 代表研究責任者は、提案される研究開発の内容、実施の際の進捗管理、成果の取りまとめ等について、研究開発課題全般にわたり総括し、責任を負う者のことであり、代表提案者の研究責任者がこれにあたります。

### 3 応募の単位

本公募では、課題 A、課題 B それぞれに対して公募を行います。

日本側は、単独の機関でも、複数の機関が共同でも、応募可能です。

研究実施体制	応募方法
単独機関で実施する場合	受託を希望する単独機関が応募する。
複数の機関で研究グループを形成し、研究内容を分担して実施する場合	研究グループとして単一の提案書を作成し、グループの全構成機関の連名で応募する。

複数の機関が共同して応募する場合の注意点：

- (1) 研究グループ（代表提案者（+日本側共同提案者）+EU 側共同提案者）を形成して応募すること。（日本側の研究実施体制が、単独機関の場合は、日本側共同提案者の記載は不要です）
- (2) 代表提案者は、自らに分担された研究を実施するとともに、研究グループ全体の研究の進捗管理や取りまとめ等をサポートし、また研究グループを代表して NICT との連絡や調整等を行うこと。（p. 3 の脚注 2 参照）
- (3) 各機関の研究分担内容を明確にすること。
- (4) 企画・進捗管理・連絡調整等の、研究を伴わない業務だけを担当する機関は認められません。
- (5) 「公募締め切り」から「研究終了」まで、研究グループを構成する機関の変更は原則として認められません。
- (6) EC の Horizon2020 の枠組みに提案する EU 側共同提案者は、EC と契約することとなります。

## 4 応募に必要な書類

応募には、NICT 所定の提案書(別紙 1~3 を含む)及び共通提案書(EC へ提出する提案書のうち Technical Annex と同じもの)の提出が必要です。これ以外の形式で作成されたものでの応募は認められません。これらの書類は審査のみに使用し、返却はしません。

研究グループで応募する場合は、代表提案者とすべての共同提案者の連名で作成してください。

### (1) NICT 所定の提案書

日本側提案者の情報を記入し、以下の別紙を含め、すべて日本語で作成してください。

#### 1) 必要積算経費一覧表 (別紙 1)

#### 2) 研究概要図 (別紙 2)

- 研究グループで応募する場合は、代表提案者とすべての共同提案者の連名で一部作成すること。
- 研究全体 (欧州側も含む) のイメージで作成すること。
- 概要図中の日本側の担当する部分を明らかにすること。

#### 3) 会社要覧等 (別紙 3)

- 日本側提案者は、当該技術に関する事業部、研究所等の組織等に関する会社／研究所案内等のパンフレット／Web コンテンツ等も添付すること。  
なお会社要覧およびパンフレット／Web コンテンツは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、学校法人、独立行政法人、一部上場企業等の場合は提出不要です。
- 会社要覧は、研究グループで応募する場合も代表提案者とすべての共同提案者が各々別々に作成すること。

### (2) 共通提案書(EC へ提出する提案書のうち Technical Annex と同一様式)

欧州側の募集用 Web に掲載される提案書を参照して下さい。

<http://ec.europa.eu/research/participants/portal/desktop/en/opportunities/h2020/calls/h2020-euj-2014.html>

【参考：EU 側提案者による EC への応募に必要な書類について】

EC は、応募にあたって、EU 側研究機関で締結する Consortium Agreement に加え、日本側と EU 側のすべての研究機関で締結する Coordination Agreement (プロジェクトの内容、機関同士の関係(権利・義務)、プロジェクトの管理、各機関の単独あるいは共同保有知財の取り扱い等について規定する共同研究契約) の最終ドラフトの提出を求めています。(締結は採択後で構いません。) 詳細については、EC の公募情報を参照するか、EU 側提案者に問い合わせください。

## 5 受託者の選定

提案者 (NICT に提案) から提出された NICT 所定の提案書及び共通提案書を、外部有識者で構成される「高度通信・放送研究開発委託研究評価委員会」(以下「評価委員会」という。)及び「日欧合同評価会合」において審査し、その結果を踏まえて NICT が NICT 委託研究の受託者を決定します。ただし、EU 側共同研究者の EC への提案が不採択となった場合は、NICT 委託研究の提案も不採択となります。

### (1) 日欧合同評価会合での審査

評価項目は次のとおりです。

- Excellence
- Impact
- Quality and efficiency of the implementation

詳細は次の表のとおりです。

<b>Excellence</b>	<b>Impact</b>	<b>Quality and efficiency of the implementation</b>
<p>The following aspects will be taken into account, to the extent that the proposed work corresponds to the topic description in the work programme.</p> <p>Clarity and pertinence of the objectives;</p> <p>Credibility of the proposed approach. Soundness of the concept, including trans-disciplinary considerations, where relevant;</p> <p>Extent that proposed work is ambitious, has innovation potential, and is beyond the state of the art (e.g. ground-breaking objectives, novel concepts and approaches)</p>	<p>The extent to which the outputs of the project should contribute at the European and/or International level to:</p> <p>The expected impacts listed in the work programme under the relevant topic</p> <p>Enhancing innovation capacity and integration of new knowledge;</p> <p>Strengthening the competitiveness and growth of companies by developing innovations meeting the needs of European and global markets; and, where relevant, by delivering such innovations to the markets;</p> <p>Any other environmental and socially important impacts (not already covered above);</p> <p>Effectiveness of the proposed measures to exploit and disseminate the project results (including management of IPR), to communicate the project, and to manage research data where relevant.</p> <p>Standards are an important element in the field of international cooperation. Beyond access to additional research capability, international cooperation in the context of industrial research should have global consensus and standards as a main target. Contribution to the elaboration of new standards or adoption of standards through implementation of research results.</p>	<p>The following aspects will be taken into account:</p> <p>Coherence and effectiveness of the work plan, including appropriateness of the allocation of tasks and resources;</p> <p>Complementarity of the participants within the consortium (when relevant);</p> <p>Appropriateness of the management structures and procedures, including risk and innovation management.</p> <p>Balanced effort between the two coordinated projects and a research plan properly involving coordinated research activities between Europe and Japan, that ensure a more genuine EU-Japan cooperation and represent an added value to the activities.</p>

(2) NICT における受託者選定及び通知

NICT は、評価委員会の審査及び EC の採択プロセスを踏まえ、提案者（代表提案者／共同提案者）が、

- 当該研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか
- 資金等について十分に管理する能力を有しているか
- NICT が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているか

等を審査し、最終選定を行います。選定の結果は、NICT から提案者（代表提案者）に通知します。

(3) 追加資料等

受託者の選定に係る評価において、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。さらにヒアリングを実施することがあります。

## 6 委託契約

受託が決定した場合、NICT と日本側受託者の間で委託契約を締結します。研究グループが受託した場合の契約方式は 2 種類あり、受託者が選択します。詳細は採択決定後に協議します。

委託契約に関する注意点：

- (1) 必要な契約条件が合致しない場合には、委託契約ができない可能性もあります。
- (2) 契約金額は、当該研究業務の実施に必要な経費として NICT が認めた額とするので、必ずしも提案金額とは一致しません。
- (3) 委託契約は複数年契約となります。各事業年度の成果報告書の確認、ヒアリング等を行い、研究業務が適切に遂行されているかどうかを確認します。
- (4) 上記確認の結果、研究業務が適切に遂行されていない場合、あるいは国の予算状況に変化があった場合等には、研究期間の途中であっても契約変更等を求める場合があります。
- (5) 委託契約を締結した際には、下記事項を NICT のウェブサイトにて公表します。
  - 契約件名（研究開発課題名）
  - 契約年月日

- 代表研究責任者の氏名
- 契約の相手方 (企業名、大学名等)
- 契約金額 (複数年分)

## 7 委託研究の評価

委託期間中及び委託研究終了後に次の評価を実施します：

### (1) 中間評価

研究開始 1 年及び 2 年経過後に中間評価を実施します。評価のためのヒアリングは、欧州もしくは日本で実施します。

### (2) 終了評価

委託研究の成果や標準化提案等の評価を行います (最終年度に実施します。)

### (3) 成果の展開等状況調査

研究成果の標準化、関連する研究への貢献、副次的な波及効果等を把握するため、委託研究終了後、おおむね 2 年～ 4 年後にアンケートによる調査を実施します。

### (4) 追跡評価

終了評価や成果の展開等状況調査の結果を踏まえ、委託研究終了後、おおむね 3～5 年後に追跡評価を行う可能性があります。

なお、これらとは別に、NICT が研究進捗状況などを確認するためヒアリングを実施することがあります。

## 8 研究成果

### (1) 成果報告書

各事業年度終了 (通常、毎年 3 月 31 日、最終年度は終了期日) 後、委託契約書で定める期日以内に、各事業年度の成果報告書を NICT に提出してください。

### (2) 研究成果の発表

学会、シンポジウム、講演会等での発表や標準化活動への貢献は、研究成果として評価します。

### (3) 知的財産権の帰属

研究実施中に産業財産権等が発生した場合、「産業技術力強化法」に基づき、100%受託者に帰属します。また、NICTは、委託研究の成果として発生した知的財産権をNICTの自主研究の目的で実施できることとします。

なお、欧州との共同研究を実施するにあたり、日欧の研究機関の間での共同研究契約の締結が必要となりますが、欧州の研究機関から「産業技術力強化法」及びNICTの自主研究による実施について理解を得て、適切な契約を締結することが必要となります。締結に際しては、知的所有権について日欧の契約者間で十分に調整いただくようお願いいたします。

## 9 調達物品の取扱い

### (1) 購入・所有権等

受託者が委託契約により購入した物品のうち、使用可能期間(使い終わる又は使用不能となるまでの期間)が1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品は、NICTの資産となり登録が必要です。一方、使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の物品は、消耗品として取り扱います。これら物品の購入手続(注文、納入及び検収等)は、受託者の責任において実施して頂きます。上記の物品(資産・消耗品)は、委託期間内か否かにかかわらず、受託者は転用(受託した委託研究以外の用途に使用する等)や、転売(売却、無償譲渡等)することはできません。

### (2) 購入した資産の修理

故意又は重大な過失がなく、通常の使用の範囲内で購入した資産に修理が必要となった場合には、必要な費用はNICTに請求できる場合があるのでご連絡ください。ただし、修理の実施に必要な手配は受託者の責任にて実施して頂きます。

### (3) 研究終了後の扱い

上記(1)のNICT所有の資産は、委託研究終了後に原則としてNICTが回収しますが、具体的な処理方法については委託期間終了前に協議し、確認することとします。

## 10 不正への対応

研究費の使用・管理にあたっては、十分な抑止機能を備えた体制で研究費の不正使用防止に取り組んでください。

以下に記載する研究活動に係る不正行為が見られた場合には、本委託研究を含む NICT の配分する研究資金への申請の制限、申請中の研究資金の不採択、研究資金の返還等の措置を講じる場合があります。

不正行為の例：

- 研究の提案、実行、研究成果の発表等における「ねつ造」「改ざん」「盗用」
- 研究費の使用目的に反した使用等の不適正な経理
- 偽りその他の不正な手段による研究資金の受給

また、NICT において、上記不正行為とそれに対する措置の内容とともに、措置対象者の氏名・所属も公表する場合があります。

## 1 1 応募の手続き

### (1) 応募書類提出の概要

応募に必要な書類の提出先、提出期限及び提出方法等は、以下のとおりです。

提出先：〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1

情報通信研究機構 産学連携部門 委託研究推進室

提出期限：平成 26 年 4 月 10 日 (木) 17 時 (厳守)

提出方法：以下の方法のいずれかで提出してください。

- NICT の受付窓口へ電子メールで送付
  - NICT へ電子ファイルを格納したメディアを送付
  - NICT へ電子ファイルを格納したメディアを持参
  - 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用
- (下記「(3) 提出方法」参照)

### (2) 書類等の体裁について

応募は、電子ファイルでのみ受け付けます。

提出書類の体裁は下記により、必要なものを準備してください。

- 提案書は MS-Word 2003 以降を使用して作成し、拡張子が "doc" または "docx" のファイル形式とすること。
- 提案書に添付する必要積算経費一覧表は、MS-Excel 2003 以降を使用して作成し、

拡張子が “xls” または “xlsx” のファイル形式とすること。

- 提案書に添付する概要図は、MS-PowerPoint 2003 以降を使用して作成し、拡張子が “ppt” または “pptx” のファイル形式とすること。
- 電子メディアは CD-R または DVD-R (DVD+R も可) とし、書き込み後、追記不可としてください。メディアの表面に応募する研究開発課題名、及び提案者名を明記すること。

### (3) 提出方法

#### 1) 電子メールで送付する場合

- 提出書類 (PDF 形式、及び MS-Word、Excel、PowerPoint 形式) を別ファイルとして作成すること。(PDF 形式は、スキャナを使用せず、MS-Word、Excel、PowerPoint 等から生成する。)
- 送付先アドレス : `teian26_itaku_nict(アットマーク)ml.nict.go.jp`  
(アットマークを@に置き換えてください。提案書類の送付以外には使用せず、問い合わせ等は「12 問い合わせ先」に記載のアドレスへお願いします。)
- メールへの添付は、まとめて圧縮ファイルにしても、個別でも結構です。
- メールサイズ (メール本体+添付ファイル) を 10M バイト未満にすること。
- メールの件名は、“H 2 6 委託研究応募\_\_課題番号\_\_提案者名 “とすること。  
(全て全角。提案者名は、代表提案者の機関名)
- メールサイズの制限を超える場合は、分割して送信すること。その場合は、メール件名の末尾に、「〇/〇」で番号を記入すること。(例 : 3 分割する際には 1/3、2/3、3/3)
- 送付後、電話または e-mail 等で、NICT に到達したことを確認すること。

#### 2) 持参、送付の場合

- 提案書の電子ファイル 1 式 (PDF 形式、及び MS-Word、Excel、PowerPoint 形式) を電子メディアに書き込んで、持参又は送付すること。提出は 1 部で結構です。
- 送付の場合は、締切り時刻前に届くようにしてください。締切りを過ぎたものは受け付けません。

3) e-Rad を利用する場合

- 提案書は添付ファイルとして PDF 形式でアップロードすること。
- 後日、MS-Word、Excel、PowerPoint 形式ファイルを、前記 1) または 2) の方法により提出すること。
- 提案書のアップロードができない場合は、他の応募方法の併用も検討してください。
- e-Rad の使用方法等については運用機関へお問い合わせください。

## 1 2 問い合わせ先

ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

なお、電話でのお問い合わせは、土曜日曜及び祝日を除く 10 時～12 時、13 時～17 時の間にお願いします。

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1

情報通信研究機構 産学連携部門 委託研究推進室

藤瀬、加藤、天野

Tel : 042-327-6011

Fax : 042-327-5604

E-mail : info-itaku(アットマーク)ml.nict.go.jp

((アットマーク)を@に置き換えてください。また、提案書の送り先とは異なります。)